

# 佐世保市子どもまんなか計画に基づく取組



佐世保市子ども未来部

# 佐世保市子どもまんか計画 施策体系

望まれる姿

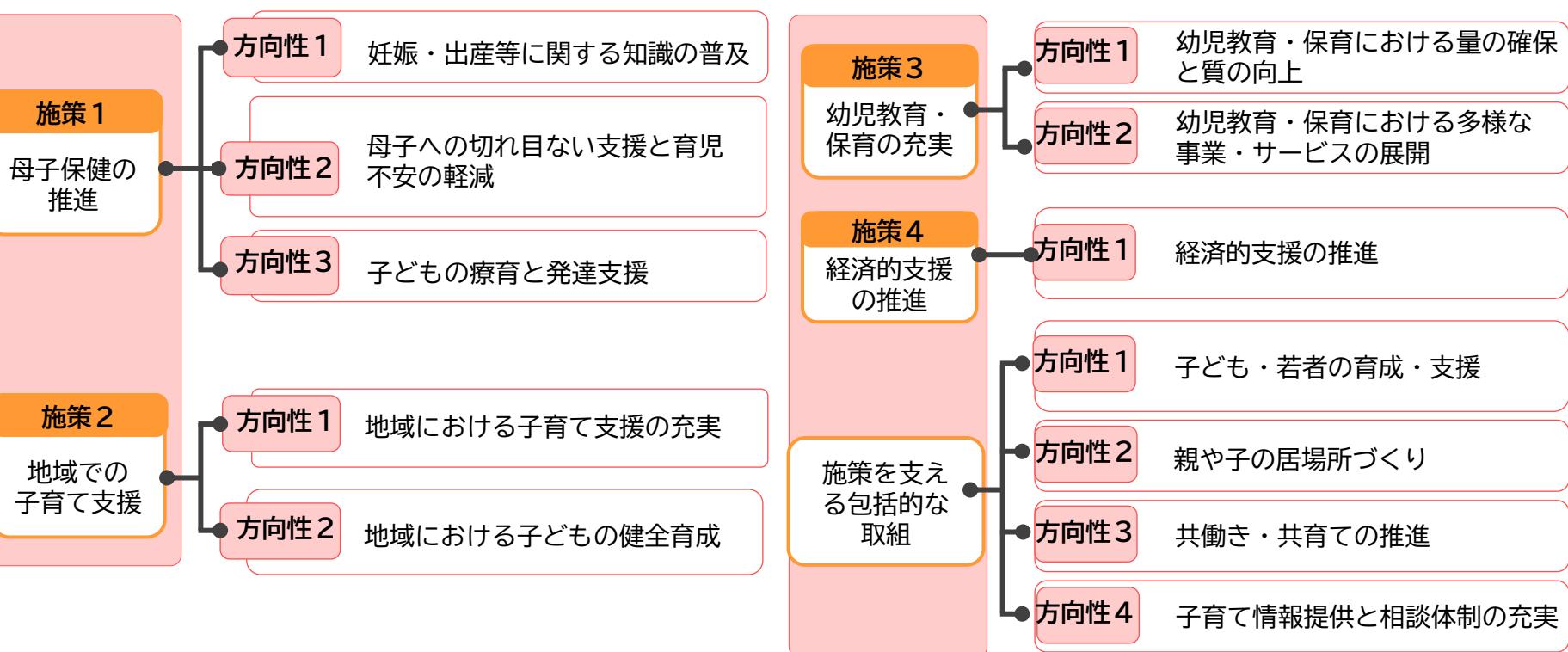
子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち

施策

施策の方向性

施策

施策の方向性



## (1) 健康診査事業（子ども）

4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を、すこやかプラザ、宇久で実施しています。

※ 令和7年度から、東部・合併地区で実施していた健診をすこやかプラザに集約して実施

### ①母子管理対策事業

母性、乳幼児の健康保持及び増進を図るため、医療機関委託による妊婦乳児健康診査及び保健所等での4か月児健康診査を行っています。

※ 令和7年度から、妊婦一般健診に「子宮頸がん検査」を追加し、乳児一般健診については「1か月児健康診査」に名称を変更し、実施できる期間が変更となっています。

\*妊婦一般健康診査（1人 14回）

\*乳児一般健康診査（1人 2回）

### ②1歳6か月児健康診査事業

歯科を含む健康診査を実施することにより、運動機能、視聴覚等の障がい、精神発達の遅れ等の障がいを持った幼児を早期に発見し適切な指導を行うとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防・幼児の栄養・その他育児に関する相談も行っています。



### ③3歳児健康診査事業

幼児期最後の歯科を含む健康診査として、身体の発達、精神面の発達、視聴覚障がいの早期発見を目的として総合的な健康診査を実施しています。

## ②育児等健康支援事業

各相談会の開催、訪問などにより、育児不安の解消を図り、子育て支援を積極的に推進するものです。

また、父親が参加するプレパパ学級（両親学級）を開催し、父子健康手帳を配布して、妊婦への理解と育児への協力を促します。

令和7年度からは、全ての5歳児を対象に希望者へ発達障がい等の相談会を実施し、地域のフォローアップ体制の充実を図ります。

- \*妊婦相談（母子健康手帳交付）
- \*マタニティ学級
- \*プレパパ学級（両親学級）
- \*歯科育児相談
- \*養育支援訪問事業
- \*産前・産後家事育児支援事業（令和6年8月から実施）
- \*子どもの応急手当・事故予防



## ③乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

家庭訪問員が、生後4か月までの乳児のいる家庭を全て訪問し、子育て情報や地域での子育て支援情報を伝え、孤立した子育てや育児不安の軽減に努めます。

## ④ 「まんちさせぼ」

妊娠中から産前産後、乳幼児期の子育ての不安や悩みを切れ目なく相談できる専用ダイヤルを設置しています。（H29年度～）



★ ママソポーターが助産師や保健師と連携して電話相談や家庭訪問を行い、妊娠から産前産後、乳幼児期の子育て期を安心して生活できるよう支援します。

### ★ 産後ケア

保健指導、授乳指導等が提供できる産婦人科などに委託し、退院直後の母子に対して、委託先の助産師が訪問・通所・宿泊などによりきめ細かい支援を行い、心身のケアや育児のサポート等を実施します。

※令和6年度からすべての産婦への利用者負担の減免支援を導入

①訪問ケア 助産師が自宅へ訪問し専門的なケアをします。

利用料金 0円

②デイケア 施設でゆっくり専門的なケアが受けられます。

利用料金 3時間 0円

7時間 0円

③ショートステイ 宿泊タイプでゆっくりリフレッシュできます。

利用料金 各施設で設定（減免助成額を控除した額）



## ⑤ 「妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業」

- 令和5年3月より開始された「出産・子育て応援給付金・伴走型相談支援事業」では、本市の場合は、母子健康手帳交付時および赤ちゃん訪問時に面談を受けた妊婦・子育て世帯に合計10万円相当の経済的支援と伴走型の相談支援を行う事業を実施してきました。
- 令和7年4月1日以降は、従来の「出産・子育て応援給付金」に代わり、令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において法定事業として新設された「妊婦のための支援給付」及び「妊婦等包括相談支援事業」（児童福祉法第6条の3第22項）として、引き続き、妊婦等への経済的支援と伴走型の相談支援を、効果的に組み合わせて実施し、妊婦への総合的な支援を図っていきます。



### 【旧事業との相違点】

	新) 妊婦のための支援給付	旧) 出産・子育て応援給付金
根拠	<u>子ども・子育て支援法第10条の2</u>	<u>予算事業（実施要綱）</u>
対象者	1回目： <u>妊婦</u> 2回目： <u>妊婦</u>	1回目：妊婦 2回目： <u>養育者</u>
金額	1回目：5万円 2回目：5万円× <u>胎児の数</u>	1回目：5万円 2回目：5万円× <u>出生した人数</u>
妊娠の定義	<u>医師による胎児心拍の確認</u>	<u>医師による胎児心拍の確認または出産予定日の確認</u>
流産・死産・人工妊娠中絶の取扱	<u>給付対象</u>	<u>支給対象外</u>

## (5) 母子保健医療サービス事業

### ①小児慢性特定疾病対策総合支援事業

長期にわたり療養を必要とする児童が治療を受けられるよう医療費の助成等を行うものです。(H28年4月～中核市業務)

また、日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童等に対して、日常生活用具を給付を行います。

\*日常生活用具（19品目）

### ②育成医療事業

身体に障がいがある児童、現存する疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められる児童で、手術で治療効果が期待できるものに医療費の一部を助成するものです。

### ③未熟児養育医療費給付事業

未熟児の養育に必要な医療費の支給を行うとともに、必要に応じて相談支援や家庭訪問を行っています。生後速やかに適切な医療を受けられ、正常な成長発達ができるよう努めています。

### ④不妊に悩む方への特定治療支援事業

- ・特定不妊治療に要する経費の一部を助成するものです。〔令和6年度から実施〕
- ・市の独自事業として、特定不妊治療のために通院した交通費の一部を助成します。〔令和7年度から実施〕

# 【施策1】母子保健の推進(すこやか子どもセンター)6/7

## (1) 子ども子育て応援事業

子どもと子育て家庭の支援として、0歳から18歳の子どもを対象に各種の相談に応じるほか、特に児童虐待等の要保護児童支援を重点的に行っています。

(児童福祉法に定める要保護児童対策地域協議会「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」の運営ほか)

## (2) 子育て短期支援事業

保護者の病気・入院や仕事、育児疲れなどで一時的に養育に欠ける児童を、児童養護施設等で預かる事業です。（所得に応じて自己負担あり）

\*ショートステイ事業：宿泊を伴うもの（令和7年度から「親子」での入所も可能）

\*トワイライトステイ事業：仕事等で保護者が不在になる夕方や休日の日中に預かるもの  
(夜間保育及び休日保育)



## (3) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴し、家事や育児等を支援することにより、養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

## (4) 助産施設措置事業

経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を、児童福祉法第22条第1項に基づき、助産施設に入所させ助産を受けさせる事業です。

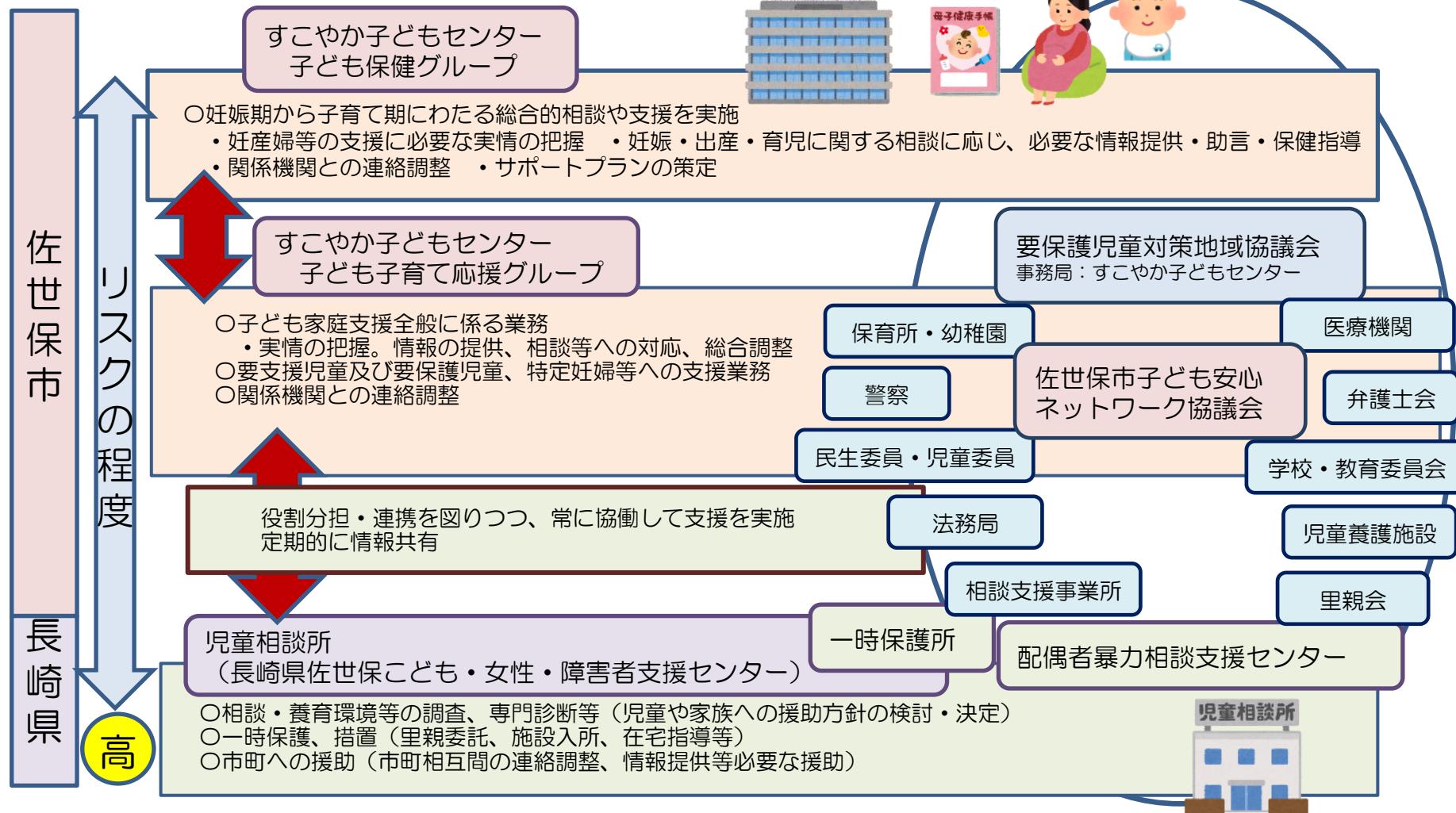
\*佐世保市では、佐世保市総合医療センターを助産施設に指定

## (5) 母子生活支援施設措置事業

夫等の暴力により心身に危険が生じた母子や、生活困窮または母の養育能力等により児童の福祉に欠ける母子を、市外の緊急避難施設（シェルター）や母子生活支援施設に避難・入所させ、母子の身柄の安全確保と自立の支援を行います。

# 【施策1】母子保健の推進(すこやか子どもセンター)7/7

## 【本市における児童等に対する支援体制 概要】



## (1) 子ども発達センター事業

### ①子ども発達センター診療事業

子ども発達センターにおいて、心身の発達に心配がある子どもを対象に、医師が主に発達面の評価や療育の方向付けを行い、専門職によるセラピー等を行っています。

### ②児童発達支援事業

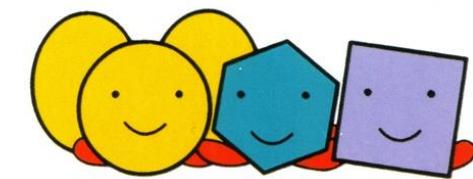
集団療育が必要とされた子どもを対象に、親子通園による小集団療育を行うことで発達を支援しています。

### ③地域子育て支援センター事業

乳幼児の親子や妊娠中の方を対象に、交流の場や子育て関連情報の提供、育児相談および育児講座などの支援を行っています。

### ④障害児等療育支援事業

職員が、障がい児等が通う保育所、幼稚園、学校等の関係機関を訪問し、療育指導や施設支援等を行っています。



※子ども発達センターロゴマーク  
(過去、当センターに通院された児童  
が書いた絵)

# 【施策1】母子保健の推進(子ども発達センター)2/3

## 子ども発達センター利用実績（平成26年度～令和6年度）

年 度	親子交流部門			療育部門												障害児等療育支援事業 （旧児童発達支援事業 に係る）	障害児等療育支援事業		施設支援		
	わいわい広場	もみじのひびきのひびき	育児講相談	診療事業													訪問療育指導	外来療育指導			
				小児科初診	小児科再診	小児心療科	耳鼻咽喉科	精神科初診	精神科再診	整形外科	理学療法	作業療法	言語聴覚療法	心理療法	摂相食・談嚥下	合計		外来	歯科相談		
27	22,954	3,899	4,643	245	4,130	—	31	—	—	59	2,083	2,448	1,550	452	18	11,016	851	238	1,889	62(28)	375
28	23,403	1,515	3,955	338	4,950	—	14	—	—	57	1,900	2,410	1,655	652	11	11,987	1,012	236	1,890	62(20)	327
29	20,080	1,567	4,001	321	5,222	—	3	—	—	59	1,976	2,824	1,552	740	15	12,712	983	330	1,973	49(21)	372
30	19,225	1,179	2,658	218	5,207	—	—	—	—	56	1,800	2,730	1,429	766	12	12,218	1,019	278	1,405	53(33)	295
1	21,051	1,107	3,015	337	6,111	—	—	—	—	60	1,815	2,822	1,702	694	4	13,545	1,046	147	1,133	46(27)	367
2	15,294	190	2,475	270	6,377	—	—	57	88	59	1,899	2,514	1,618	723	5	13,610	648	73	296	49(27)	199
3	10,457	375	3,524	251	6,560	—	—	57	249	62	1,730	2,367	406	702	4	12,388	747	53	239	44(29)	200
4	11,538	458	3,286	301	6,404	—	—	30	94	63	1,740	1,377	688	598	9	11,304	782	39	164	51(34)	266
5	13,805	440	3,527	356	6,824	—	—	17	207	57	1,839	1,866	1,453	543	9	13,171	746	28	240	59(30)	431
6	11,408	510	3,153	424	7,011	—	—	11	210	66	1,975	1,902	1,671	648	11	13,929	711	33	342	60(29)	396
計	169,215	11,240	34,237	3,061	58,796	0	48	172	848	598	18,757	23,260	13,724	6,518	98	125,880	8,545	1,455	9,571	535(278)	3,228

### ★受診の傾向及び初診の待ち期間

・令和6年度の小児科初診は、平成27年度と比較して179名増加している(73%増加)。初診の伸びに伴い、再診も増加しており、平成27年度4,130人から7,011人に増えている(70%増加)。

・令和7年度における初診の待ち期間について、令和7年4月1日時点は、4カ月待ち、11月1日時点は4カ月待ちとなっている。令和7年一月までは7カ月から最大9カ月の待ち期間で推移していたが、令和6年8月から非常勤の小児科医を雇用し初診の枠を増やしたことにより、徐々に待ち期間は短縮している。

### ★歳入について

・歳入総額(決算額) 54,867,279円

・診療単価 3,939円

## (2) 児童発達支援センター運営事業（すぎのこ園）

発達に課題のある就学前の児童を対象に、日々家庭から通園し、  
基本的な生活習慣の習得や、健康の保持など社会生活に適応できる  
よう個別的、集団的な保育を行っています。

- \* 対 象：おおむね2歳から就学までの児童
  - ・言葉や日常生活での行動が気がかりな児童
  - ・集団生活が難しい児童
  - ・支援を必要としている児童

\* 所在地：千尽町3番地101  
(昭和62年新築移転)

### ★移転整備事業について

#### ①移転の背景

令和4年の児童福祉法の改正により、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化され、移転に伴い、すぎのこ園の機能を強化することとしています。合わせて、第2期公共施設適正配置・保全実施計画において、「心身障害者福祉センター」(保健福祉部所管)は「すぎのこ園を非現地に移転のうえ、民営化」の方針が定められたことから移転整備事業に取り組んでいます。

#### ②移転整備事業の概要

- ・移転先は、旧天神幼稚園跡地、既存施設を解体後、新規に整備します。
- ・令和6年度より本格的に事業着手(解体工事及び新築の実施設計等)。令和7年度は、5月より解体工事に着手、令和8年1月頃より新築工事開始(10月頃を目途に完成予定)、舗装工事等を経て、令和9年3月までに移転を完了することとしています。



## 【施策2】地域での子育て支援(保育幼稚園課)1/2

### (1) 地域子育て支援センター事業

地域の子育て家庭への育児支援のため、次の事業を実施するものです。

- ①子育て親子の交流の促進
- ②子育て等に関する相談の実施
- ③子育て支援に関する情報の提供
- ④講習等の実施
- ⑤地域支援の取組

〈日野・董ヶ丘・おはし・ゆりかご・よんぶらこ・ほるとのき〉

\*一般型 : 担当の職員2名以上（非常勤可）加配

\*小規模型（経過措置） : 担当の職員1名以上（非常勤可）加配

※対象施設数・延べ利用者数【R6実績 6施設・31,594人/年】



### (2) 子育て支援啓発事業

#### ①講演会等事業【R6実績 研修実施回数32回 1,231人参加】

子育てに関する講演会や、赤ちゃんふれあい（いのちを育む）事業、父親向け講座や離乳食講座等を開催し、幅広い子育て支援を展開します。



#### ②子育てサークルネットワーク事業

市内の子育てサークルの交流、情報交換などの支援をします。

#### ③子育て情報紙の発行

市内すべての保育所・幼稚園等を一覧にした「乳幼児施設ガイド」をホームページに掲載し、保護者や関係機関に情報の提供をします。



## (3) 子育て環境づくり推進事業

### ○ 公立保育所拠点機能事業

在宅親子への園解放、発達に心配のある子への小集団保育、育児相談・育児講座等を開催し、乳幼児親子の支援を行っています。

また、保育所入所児童に対しては、障がい児への保育士の加配や延長保育などを実施しています。

※対象施設数・延べ利用者数【R6実績 2施設・13,839人/年】

- ①**すくすく広場**（心身の発達に心配のある子どもを対象にした小集団保育）
- ②**親子通園事業**（すくすく広場を利用している子どもを対象に、保育所での集団保育を経験し、スムーズな就園につなげる）
- ③**園訪問**（すくすく広場、親子通園を終了した子どもの就園先を訪問しサポートする）
- ④**わいわい広場**（在宅の親子がのびのび遊べる場所の提供）
- ⑤**シーキュー**（遊びを通しての親子への援助、育児相談等）
- ⑥**育児講座**（乳幼児を子育て中の保護者を対象に子育てについて知る場の提供として、食育・虫歯予防・親子遊び・育児カウンセラーなどの講座を開催）
- ⑦**ポケットの会**（子育てに不安や悩みのある保護者を対象とした保育士による、少人数グループでの相談・助言や情報提供事業）

わいわい広場



## (4) ファミリーサポートセンター事業

子育てをお手伝いできる方（提供会員）とお手伝いしてほしい方（依頼会員）がファミリーサポートセンターに登録し、市民同士で子育てを支えあう事業です。

《委託先：NPO法人 ちいきのなかま》

### 【主な活動】

\*保育終了後の子どもの預かり \*保育施設までの送迎

\*放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり etc

■一般保育1時間／700円～800円,

■病後児（病児保育室への送迎）1時間／900円

【令和6年度実績】※R7.3.31時点

○依頼会員：2,467人

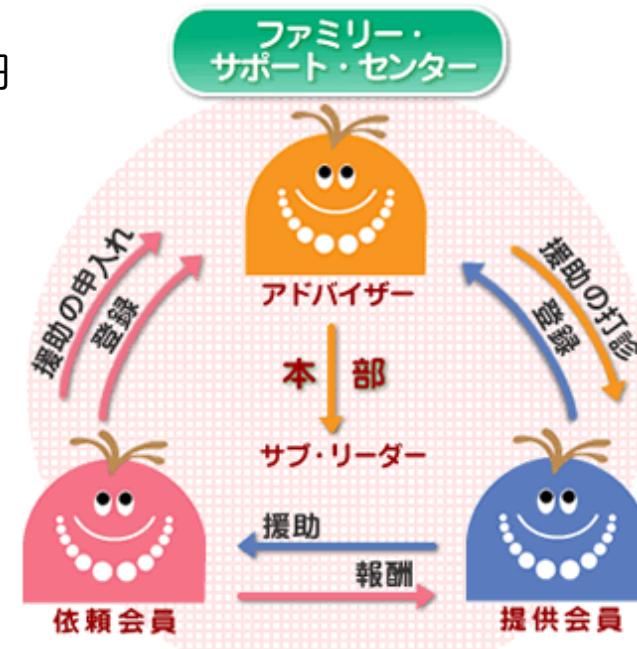
○提供会員： 149人

○両方会員： 50人

■利用件数：3,160件

### 《主な利用内容》

- ・買い物等外出の際の子どもの預かり
- ・専業主婦の育児サポート
- ・保護者等の病気、急用の場合の援助



## 【施策2】地域での子育て支援(子ども政策課)2/5

### (5)児童福祉週間事業(5/5~5/11の1週間)

児童福祉週間に、親子のふれあいの機会を提供する子育て支援事業として、各種取組を実施しています。

#### ①させぼわんぱくひろば

令和7年度(第26回):5月6日(火祝)体育文化館にて開催

平成9年度から実行委員会に委託して、「親子で遊ぼう、させぼわんぱくひろば」を実施しています。

実行委員会:民生委員児童委員協議会主任児童委員部会・佐世保私立幼稚園協会・佐世保市保育会・子育て支援協会・公立保育所・長崎短期大学  
させぼエコラボ・男性保育士部会・佐世保市食生活改善推進協議会・佐世保市・社会福祉協議会(児童センター)[事務局]

#### ②こいのぼり掲揚

市役所前庭にこいのぼりの掲揚を行っています。※市長が園児と一緒に掲揚式を開催

#### ③市長 園訪問

市長が市内の幼稚園や保育園を訪問し、子どもたちと交流します。



## (6) 児童センター運営事業

児童に健全な遊びを提供し、健康を増進するとともに、情緒豊かな成長を支援するための健全育成施設です。

### ①児童センター運営

公立児童センター9館の管理・運営を指定管理者(佐世保市社会福祉協議会)により行っています。

〈稻荷・大野・黒髪・相浦・早岐・春日・広田・山澄・宇久児童センター〉

### ②児童交流センター運営事業「ことひら」

地域住民で組織された「児童交流センターことひら運営委員会」を指定管理者として指定し、管理・運営しています。

\*所在地：御船町（旧琴平小学校）



## (7) 児童クラブ事業

### ①放課後児童健全育成事業

就労等の理由で家庭に保護者がいない小学生（放課後児童）に遊びと生活の場を提供するため、児童クラブを設置し児童の健全育成の向上を図っています。

【市内74クラブ(R7.4現在)】

### ②母子家庭等児童助成事業

児童クラブに母子・父子家庭の児童及び兄弟姉妹が通所している場合の2人目以降の児童の保育料負担の軽減のため、1人月額5,000円を限度として、保育料が軽減されます。《所得制限があります。》

### ③放課後児童クラブ施設整備事業

児童クラブの活動を支援するために、公的施設の維持補修を行っています。



## 【施策2】地域での子育て支援(子ども政策課)5/5

### (8) 中央公園 屋内遊び場管理運営事業

《事業概要》●子どもの遊びや子育て世代の交流の場を提供を目的とした、屋内遊び場施設を設置、供用

施設名	Athletic Resort メリッタ Kid's SASEBO	
運営事業者	庭建パークマネージメント株式会社〔特別目的会社〕	株式会社メリーランド[運営業務]
営業時間/店休日	10:00～18:00 毎月 第3月曜日(※祝日の場合は翌日振替)／年末年始(※12月31日、1月1日)	
利用料金	2時間900円/1時間550円／延長料金30分250円／保護者500円◆2歳未満(0、1歳)は無料	
備考	名切地区再整備・中央公園リニューアルに伴い、Park-PFI制度等の活用による「遊びを通じて親子が学び・育つ場」としての機能を持つ全天候型の屋内遊び場施設〔広さ：約1,100m <sup>2</sup> 〕を設置、令和4年4月供用開始	



R4利用状況		R5利用状況		R6利用状況	
区分	計	区分	計	区分	計
利用者数	100,133	利用者数	96,037	利用者数	91,074
営業日数	351	営業日数	353	営業日数	350
1日当利用者数	285.3	1日当利用者数	272.1	1日当利用者数	260.2

## (1) 私立保育所・幼稚園等運営事業

### ①保育所施設整備事業

老朽化した私立保育所などの建て替え等に一部助成し、保育所などに入所している児童の保育環境の改善を図るものです。

※助成対象施設数 【R6実績 1施設】

### ②私立保育所等運営費(施設型給付)

私立保育所などにおいて、保育を行うために必要な費用を給付するものです。

※対象児童数 【R6実績 ②と④の合計 7,979人/月】

### ③私立保育所等運営費(地域型保育給付)

園児数20人に満たない乳幼児を保育する事業所において、保育を行うために必要な費用を給付するものです。

※対象児童数 【R6実績 33人/月】

### ④私立幼稚園等運営費

私立幼稚園などにおいて、教育を行うために必要な費用を給付するものです。

※（再掲）対象児童数 【R6実績 ②と④の合計 7,979人/月】

### ⑤保育士等体制強化事業

保育所等における年度途中の入所児童増に対応するための保育士確保及び保育士の業務負担軽減のための保育支援者配置に係る経費（人件費）の一部を施設に助成するものです。

※補助対象施設数 【R6実績 保育士確保緊急対策事業 15施設、保育体制強化事業 14施設】

## (2) 公立保育所運営事業

保育が必要な児童を公立保育所で保育します。

### ①公立保育所管理運営事業

公立の2保育所を運営するための経費です。

- 東部子育て支援センター（早岐保育所） 定員 60人
  - 北部子育て支援センター（上相浦保育所） 定員 60人
- ※入所児童数【R6実績 早岐 59人/月、上相浦 66人/月】



### ②公立保育所施設整備

公立保育所の老朽箇所の改修を行い、園児の保育環境の向上を図るものです。

- 東部子育て支援センター（早岐保育所） 平成24年建設
  - 北部子育て支援センター（上相浦保育所） 昭和55年建設
- ※主な改修件数【R6実績 5件】

## (3) 地域型保育事業

離島等の地域で、就学前の保育を必要とする児童のために地元の町内会等を指定管理者に指定し、公立保育所を運営するものです。

- 浅子保育所・・・浅子町188-14 (浅子町公民館)
  - 高島保育所・・・高島町697 (高島町町内会)
- ※入所児童数【R6実績 浅子 7人/月、高島 5人/月】

## (4) 公立幼稚園管理運営事業

### ①公立幼稚園管理運営費

公立幼稚園を円滑に運営し、小学校以降の子どもの発達を見通しながら、幼児教育を通して園児の心身共に健やかな成長を支えていきます。 \*白南風幼稚園（定員85人）【R6園児数17人】



#### ★幼児まどか教室の運営 (H29年4月開設) 【R6通級児総数55人】

白南風幼稚園内幼児まどか教室において、通級している発達に心配のある就学前の幼児が、集団生活に適応しようとする力を伸ばしていくようにしていきます。

### ②公立幼稚園設備整備費

公立幼稚園施設管理等を行い、幼児教育環境を確保します。

## (5) 幼児教育センター管理運営事業

【R6実績 研修実施回数50回 2,279人参加、地域子育て支援拠点事業利用者数 6,159人】  
教職員や保育者等の研修、子育て支援、幼児教育全般に関する調査研究を行う施設です。  
乳幼児の健全育成を目指し、関係者の研修と地域での子育て支援の充実を図ります。  
幼稚園教諭・保育士を配置し、各種研修のほか、子育て支援啓発事業も実施しています。



## (6) 一時預かり事業（一般型）

保護者の就労や出産、冠婚葬祭等により、一時的に家庭における保育が困難になる場合や、保護者の育児等に伴う心理的、肉体的負担を解消するために、一時的に就学前までのお子さんを保育所などで預かるものです。※延べ利用者数【R6実績 1,690人/年】

## ○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※令和7年7月開始

保育所などで、0歳6ヶ月から満3歳未満の保育所などに入所していない子どもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その子ども及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行うものです。

## (7) 一時預かり事業（幼稚園型）

### ①幼稚園型Ⅰ

幼稚園などにおいて、教育時間（4時間）の前後等に、園児の一時預かりを行うものです。

※補助対象施設数・延べ利用者数【R6実績 43施設・104,175人/年】

### ②幼稚園型Ⅱ

幼稚園において、保育の認定を受けた2歳児を一時的に預かるものです。

※補助対象施設数・延べ利用者数【R6実績 2施設・238人/年】

## (8) 障がい児保育事業

### ①障がい児保育事業

障がい児を受け入れ、専任の保育士を加配している保育所などに経費の一部を助成するものです。

※補助対象施設数・対象児童数【R6実績 39施設・66人】

### ②保育環境改善事業

私立保育所などにおいて、障がい児を受け入れるための簡易な改修や備品購入等に必要な経費を助成するものです。※補助対象施設数【R6実績 3施設】

## (9) 延長保育サービス事業

### 延長保育促進事業

多様な保育需要に対応するため、保育所等における保育標準時間（11時間）を超えて保育をするために必要な経費を助成するものです。

※補助対象施設数・延べ利用者数【R6実績 62施設・100,440人/年】

### ○休日・夜間保育

休日・夜間の利用希望に応えるため、一部の保育所等では休日・夜間にも開所しています。

## (10) 医療的ケア児保育支援事業 【令和3年度から実施】

保育所等において医療的ケア児の受け入れのための看護師の加配や備品の購入にかかる経費の助成等を行うことで、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るものです。

※実施施設数・対象者数【R6実績 4施設・4人】

## (11) 病児保育事業

保育所・幼稚園等や小学校に通う子どもたちが、病気のために集団保育ができない時、小児科に設置した病児保育室で保育を行うものです。

- ①さいくさ小児科（権常寺1丁目） ②かんべ小児科（木宮町）
- ③病児保育 ひよこハウス（稻荷町） ④いけだ小児科（万徳町）
- ⑤病児保育室 Teddy's（吉岡町）

\*開所時間：8：30～18：00

（休日：日曜・祝日、年末年始、その他休診日）

\*利用料：1日、2,000円【別途、文書料（紹介料）500円】

- |   |          |
|---|----------|
| (a)生活保護世帯、住民税非課税世帯                                    | 無料       |
| (b)住民税所得割非課税世帯、兄弟児同時利用の2子目以降の児童<br>又は連続4日以上利用の第1子目の児童 | 1,000円減額 |

※延べ利用者数【R6実績 1,998人/年】

## (12) 保育所等監査事業

### 保育所等の指導監査(H28年4月～中核市移行事務)

認可保育所、幼保連携型認定こども園や認可外保育施設などの指導監督業務を行います。

実施施設（令和7年度予定）

- |               |      |
|---------------|------|
| ・保育所(公立・私立)   | 49か所 |
| ・保育所型認定こども園   | 12か所 |
| ・幼保連携型認定こども園  | 15か所 |
| ・家庭的・小規模保育事業等 | 4か所  |
| ・助産施設         | 1か所  |
| ・認可外保育施設      | 21か所 |
| 合計102か所       |      |



## (1) 福祉医療費支給事業

乳幼児、小・中学生、ひとり親家庭等及び高校生等へ医療費の助成を行います。

\* 1か月ごと、病院ごとに自己負担額を超える部分を助成します。

《自己負担額 1日：800円、2日以上1,600円》

### ①乳幼児福祉医療助成（現物給付方式）

\* 小学校入学前までの乳幼児

### ②小・中学生福祉医療助成（現物給付方式）

\* 小学生及び中学生

### ③母子・父子福祉医療助成（現物給付方式）

\* 20歳未満の児童を養育している母子家庭の母、父子家庭の父、その子が父母のいない子で、18歳未満又は、高等学校在学中の20歳未満の方（毎年12月に資格更新申請が必要です。）

### ④高校生等福祉医療助成（現物給付方式）

\* 満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者

令和6年度 実績		
	件数	金額
①	151,582件	224,277千円
②	171,132件	325,808千円
③	50,326件	118,874千円
④	23,001件	57,517千円
合計	396,041件	726,476千円

※①は県内の医療機関に限る。県外の医療機関については償還払い。

※②及び③については令和4年10月から現物給付方式に変更。

（市内の医療機関に限る。市外の医療機関については償還払い方式を継続）

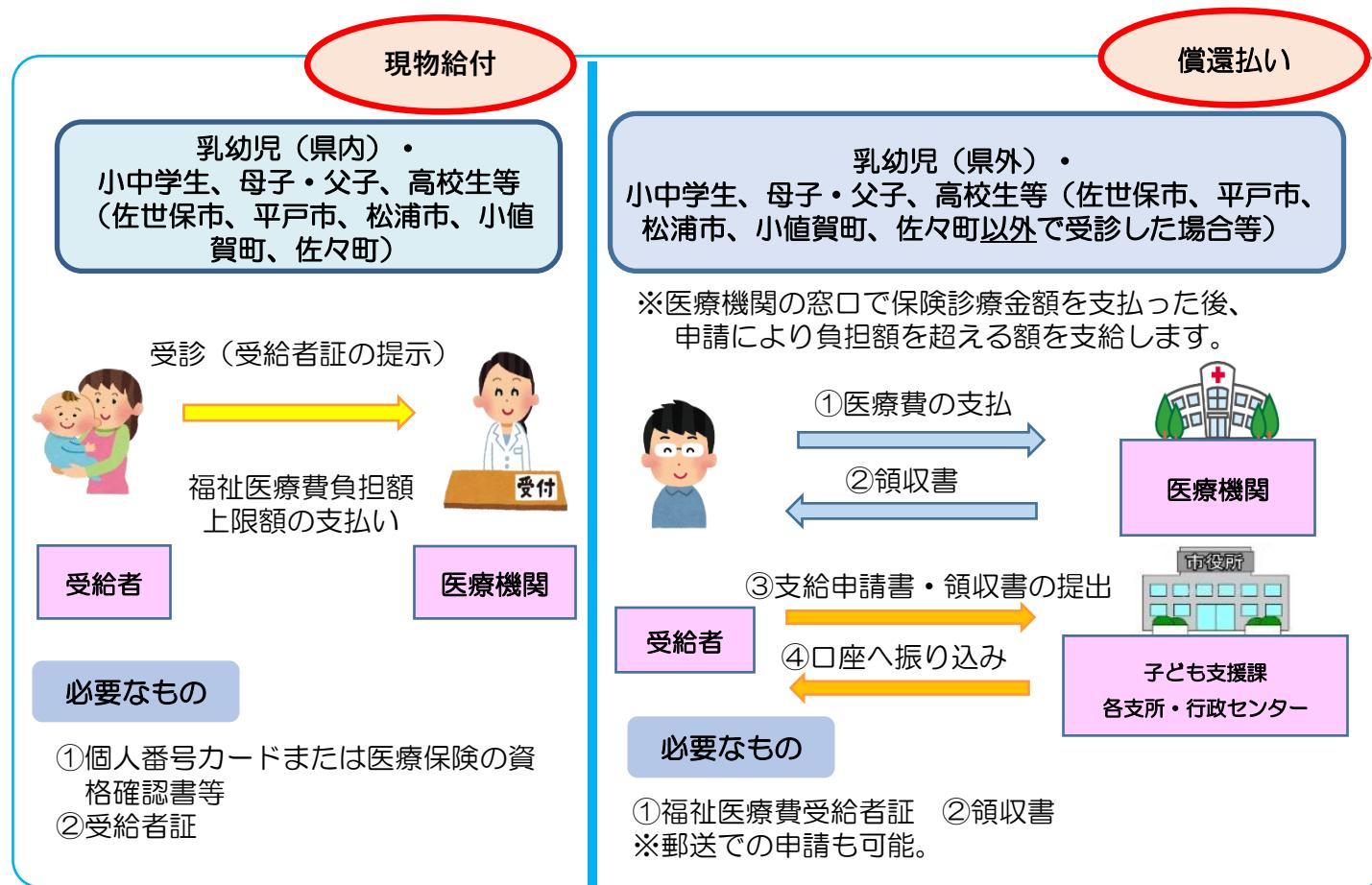
⇒令和6年10月診療分から、北松地域医療機関へ現物給付を拡大

※④は令和7年10月から現物給付方式に変更。

（佐世保市内及び北松地域医療機関に限る。対象地域以外は償還払い方式を継続）



<参考>現物給付方式と償還払い方式の違い



1医療機関あたり	1か月の受診日数	1日目	800円
		2日以上	1,600円
院外処方の薬代	無料		

## (2) 母子家庭等自立支援

### ①母子家庭及び父子家庭自立支援事業

ひとり親家庭へ就業に役立つ資格取得の支援や就労相談を行っています。

\*看護師や保育士などを養成する機関で6月以上修業する場合に給付金を支給する

「高等職業訓練促進給付金等事業」 R6実績 16件 16,511千円

\*介護福祉士実務者研修など指定講座受講費用の一部を助成する

「自立支援教育訓練給付金」 R6実績 1件 132千円

\*ハローワーク等と連携して就職や転職のサポートを行う

「母子・父子自立支援プログラム策定事業」 R6実績 8件

### ②母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (H28年4月～中核市業務)

母子父子寡婦家庭に対する福祉資金の貸付けを行います。

修学資金、就学支度資金、技能習得資金、転宅資金、その他

R6実績 16件 6,094千円

### ③母子寡婦福祉支援事業

ひとり親家庭等の福祉の増進・就労支援及びひとり親家庭等の親睦を図る活動を行う  
佐世保市母子寡婦福祉連合会に活動事業費の補助を行います。

R6実績 1件 400千円

### (3) 交通遺児支援事業

#### ○交通遺児進学一時金等支給事業

交通遺児で、小・中学校に入学または、中・高等学校を卒業するときなどに、児童の保護者に進学支援金等を支給します。

- |        |          |        |          |
|--------|----------|--------|----------|
| □小学校入学 | 50,000円  | □中学校入学 | 100,000円 |
| □中学校卒業 | 150,000円 | □高校卒業等 | 300,000円 |
| □一時支援金 | 100,000円 |        |          |

#### ○R6実績

- |       |    |            |
|-------|----|------------|
| 中学校入学 | 1件 | 100,000円   |
| 中学校卒業 | 1件 | 150,000円   |
| 一時支援金 | 1件 | 100,000円   |
|       |    | 計 350,000円 |

#### 《交通遺児救済基金》

交通遺児のための福祉基金で、基金の運用収益と寄付金をもって設置しています。

\*一般基金

\*峯基金（峯徳雄氏遺族からの寄附金によるもの。）

# 【施策4】経済的支援の推進(子ども支援課)5/6

## (4) 児童手当支給事業

○家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、手当を支給するものです。

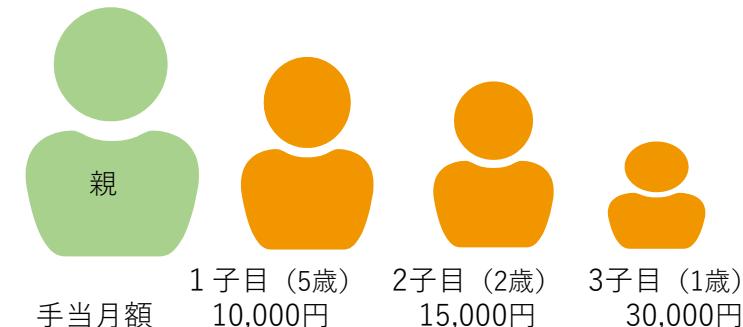
支給対象	高校生年代(18歳年度末)までの子
算定児童	受給者の生計費負担のある22歳年度末までの子
所得制限	なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"><li>・3歳未満 　第1子、第2子:15,000円 　第3子以降 :30,000円</li><li>・3歳以上～高校生世代 　第1子、第2子:10,000円 　第3子以降 :30,000円</li></ul>
支給月	年6回(偶数月)(各月前までの2か月分を支給)

※公務員は、勤務先からの支給となります。

### 令和6年度実績

総支給額	3,639,570千円	
受給者数 (R7年2月時点)	15,698人	
支給児童数	児童手当	292,690人
	施設入所	773人

世帯例：1 手当月額 55,000円



世帯例：2 手当月額 40,000円

※1子目は算定対象だが、手当支給無し  
(受給者の監護相当・生計費負担がある場合のみ)



## (5) 児童扶養手当支給事業

○父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している父または母などに手当を支給するものです。

\*所得制限があり、全額支給・一部支給・支給停止があります。

(毎年8月に資格更新のため、現況届の提出報告が必要です。)

\*【令和7年4月分～】

第1子（本体額） 全額支給者：月額46,690円

一部支給者：月額46,680円～11,010円

第2子以降（加算額） 全額支給者：月額11,030円

一部支給者：月額11,020円～5,520円

\*支給月：奇数月（年6回）前月までの支給額が支払われます。

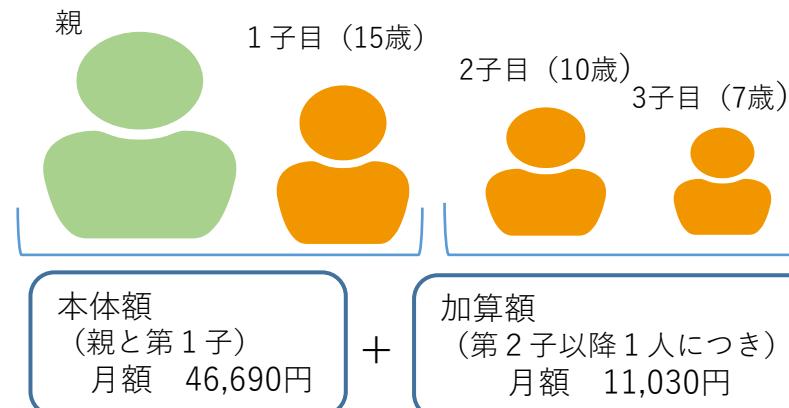
令和6年度実績		
支給額	1,133,353千円	
受給者数 [のべ人数]	全部支給	13,861人
	一部支給	11,967人

### 【養育している児童とは】

満18歳に達した年度末までの児童

(政令で定める程度の障害の状態にある者は20歳未満)

【支給額の例】全部支給の場合 月額68,750円



支給額計算 46,690円 + (11,030円 × 2人) = 68,750円  
加算額は2子目以降の人数をかけて算出

【事務の流れ】※①②は窓口のみ

①申請書類の説明・配布

⇒申請希望者の世帯状況などを伺い、必要な書類を案内。

②申請書類の受付

⇒すべての書類を揃えて提出された場合、受付受理となります。  
ですが、不備があった場合は、受付保留となります。

③書類審査

④認定の決定・通知

⇒世帯の状況によっては、審査会を開催する場合があります。  
⇒認定決定において、全部支給・一部支給・支給停止の決定を行います。

⑤支給開始

⇒申請受付の翌月分から支給対象となり、奇数月の11日に指定口座に振込みます。

## (1) 子ども・子育て会議の設置

### ○佐世保市子ども・子育て会議

平成27年度から「子どもと子育て支援新制度」がスタートしました。

“子ども・子育て支援法”に基づき、平成25年7月に「佐世保市子ども・子育て会議」を設置し、令和6年度は、「佐世保市子どもまんなか計画」の策定について協議しました。この会議において定期的に計画の進捗管理と点検・評価を行います。

また、平成28年4月中核市へ移行に伴い、児童福祉審議会が所掌する保育所設置認可に対する意見具申等の事務も担います。

○令和4年度：5回開催

うち全体会2回

分科会3回（分科会主な内容） プラン中間見直し（分科会2回） 施設整備（分科会1回）

○令和5年度：4回開催

うち全体会3回（令和5年8月・10月・令和6年2月）

分科会1回（ファミリーサポートセンター事業者選定）令和5年10月）

○令和6年度：9回開催

うち全体会2回（令和6年12月・令和7年2月）

分科会7回（プラン策定（分科会6回（令和6年8月～10月）） 施設整備（分科会1回）

## (2) 子ども未来基金

子どもたちの健全育成と、子育てを市民全体で支援し子育て環境の充実を図るため、「子ども未来部」が新設されたのを機に、平成22年4月1日に「子ども未来基金」を創設しました。個人や団体の寄付や預金利息などをもって、子育て支援への運用を行っています。

【活用実績】児童福祉週間事業、子育てアイデア奨励金、きららパークの整備など

## (3) 次世代育成推進事業

官民連携による子育て支援の取組を包括的に推進します。

### ◆市民目線によるわかりやすい情報発信

子育て応援サイト「すくすくSASEBO」、子育て応援アプリ「させぼっ子ナビ」の運用  
佐世保市公式LINE AIチャットボット

### ◆市民等の地域における子育て支援アイデア実現の支援（R6年度終了）

### ◆子育て応援ロゴマークの作成・活用、赤ちゃんの駅の普及

### ◆支援対象児童等見守り強化事業 など



# 政策を支える包括的な事務事業群(子ども政策課)3/5

## 【子ども未来部 情報発信体系】

- ・子育てに関する情報をポータルサイトに集約。身近な子育て情報を独自サイトで発信。
- ・SNS・アプリ・AIチャットボットを複合的に活用し、利用者・市民がWebサイト上に掲載の情報にたどり着く手助けをする。

市公式SNS  
(Instagram・X・Facebook)

各々掲載記事から  
ホームページにリンク

広報させぼ・チラシ など



### 佐世保市子育てポータルサイト (佐世保市HP内)

子育てに関する届出や申請など  
の行政情報全般



### 子育て応援サイト 「すくすくS A S E B O」(独自サイト)

イベントやお出かけ情報など、身近な  
お役立ち情報



### 子育て応援アプリ「させぼっ子ナビ」

#### POINT

- ①欲しい情報を必要とされる方へ確実に配信
- ②「プッシュ通知」で迅速に情報を配信
- ③ホームページ等へ繋ぐことが可能



「プッシュ型」のコンテンツ

#### POINT

- ①対話形式で探したい情報の取り出し可
- ②24時間・365日、市民対応が可能
- ③気軽に問い合わせ可能

「フル型」のコンテンツ



# 政策を支える包括的な事務事業群(子ども政策課)4/5

「させぼ子ども食堂ネットワーク」※に業務委託し実施

## ■地域子どもの生活支援強化事業

【母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金 国2/3 県1/6】

### (1) 要支援児童等支援強化

#### ◆子どもの見守り（対象児童等）

- ①要保護児童対策地域協議会の支援対象児童
- ②子ども食堂が把握している地域社会から孤立しているひとり親家庭など

#### ◆見守りの方法と報告

- ①子ども食堂での食事の提供や居宅への訪問を通じて子ども等の状況を把握し、必要に応じ基本的な生活習慣の習得支援や生活指導等を実施。
- ②①について、子ども未来部に報告

#### ◆見守り状況の報告内容

- ・対象児童名
- ・対象児童の区分（未就学・小学生・中学生）
- ・見守り状況
  - \*「佐世保市児童虐待防止マニュアル」の児童の観察ポイントを参考に、気がかりな事項を報告書に記載

#### 《観察ポイントの例》

- 不衛生で衣類の汚れ、異臭がある
- 子どもがいつも元気がない
- 食事をむさぼるように食べたり、何度もおかわりする
- 家に帰ったがらない
- 親が子育てに困っている
- 子どもだけでいることが多い
- 家庭環境の心配がある

### (2) 地域子どもの生活支援強化

#### 子ども食堂・居宅への訪問による見守り継続

#### 子ども食堂

#### 子どもの見守り（対象児童等以外）

- (1) ①の支援対象児童で見直しにより要支援登録対象外となった児童等

#### 長期休みによる子どもの居場所

子ども食堂を通して夏休み・冬休み等に子どもたちの居場所を提供

#### 学習支援及び生活支援

学習習慣の定着につなげるなどの学習支援及び衣食住の生活支援や相談

#### フードバンチャー

ひとり親家庭や生活困窮世帯など様々な理由で日々の食品や日用品が入手困難な方に対して無料で提供

※させぼ子ども食堂ネットワーク（令和2年11月に設立）

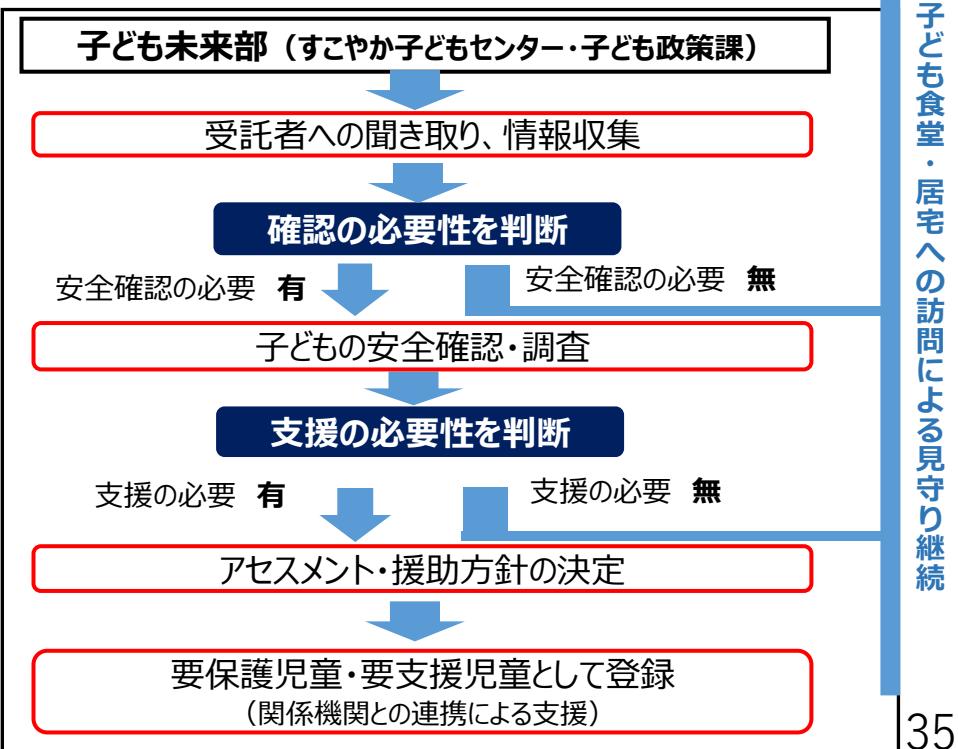
佐世保市内の子ども食堂で構成される任意団体

## 【地域子どもの生活支援強化事業】

### 事業実施フロー



### 見守り状況及び事業実施の報告



# 政策を支える包括的な事務事業群(子ども政策課)5/5

## ◆ 事業概要

長崎県婚活窓口業務を行うとともに、応援企業・店舗等の開拓を行うことにより、登録者のお見合いや結婚支援を行うもの

## ◆ 主な業務内容

①させぼ婚活サポートプラザ(させぼ市民活動交流プラザ内に設置)における窓口対応  
(長崎県お見合いシステムの閲覧、電話対応等)

②婚活イベント対応

長崎県婚活サポートセンター等が開催する婚活イベント対応(当日スタッフ・広報等)

令和6年度業務実施状況

　　サポーター養成講座の開催

　　県北地区婚活パーティ開催 など

③広報・協力依頼活動 婚活参加者を募るための企業訪問

令和6年度業務実施状況

　　陸上・海上自衛隊訪問 パールシーリゾート その他企業訪問(随時)

　　イベント周知やリーフレット配布、応援企業を開拓するための訪問活動 など

## ◆ 長崎県お見合いシステムの利用状況

・平成28年度からシステム運用 会員数 1,580人

・システム閲覧数は増加中(自宅閲覧可能。AIおすすめ等の導入によるもの)

年度	閲覧数(件) ※県全体	カップル成立数(組)		婚姻数(人)		システム登録者数(人)		【参考】県及び市 婚姻件数	
		長崎県	佐世保市	長崎県	佐世保市	長崎県	佐世保市	長崎県	佐世保市
令和7年度(8月末)	48,962	350	32	52	7	1,580	197		
令和6年度	112,398	869	114	104	13	1,514	193	4,114	904
令和5年度	76,754	522	100	157	13	1,709	230	4,074	894
令和4年度	71,707	479	69	136	4	1,964	231	4,410	992
令和3年度	35,017	397	70	122	12	2,474	257	4,704	974
令和2年度	4,410	305	51	68	4	2,164	251	4,900	1,071